

平成 14 年 9 月 27 日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 渡邊 隆司

実務対応報告公開草案第 5 号「デット・エクイティ・
スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する
実務上の取扱い(案)」(以下、「報告」)に対するコメント

報告に対して以下のコメントを申し上げます。

1. 債務者側の会計処理に関する実務上の取扱いも早急に明らかにされることを希望します。
2. 報告 2.(1)では、「債権と債務が同一の債務者に帰属し当該債権は混同により消滅するため、・・・」とあります。しかし、債権は株式に転化したから消滅の認識をするのであって、混同により消滅したか否かは債権者にとっては関係ないことであり、混同により消滅しなくとも債権の消滅の認識はなされると考えられます。
3. 報告 2.(3) 最終パラグラフでは、「実行時点では、一般的に利益は発生しないと考えられる。このため、債権者が取得する債務者の発行した株式の時価は、実施直前の債権の評価額を上回らないことが多いと想定される」とあります。

これが論理的論述と思われません。株式の時価が実施直前の債権の評価額を上回らないことが多いので、利益が発生しないのではないのでしょうか。この論述については、再考の余地があるのではないのでしょうか。

以 上